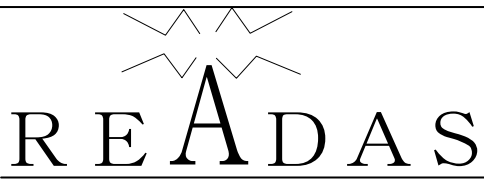


第 4508 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月19日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 医者の診療報酬

Q：医者が、産業医や嘱託医として企業等から受ける診療の対価は、給与所得になりますか、それとも事業所得ですか？

A：その役務提供の内容や業務の内容によって判断することになります。

【解説】

産業医や嘱託医が支払を受ける報酬が、給与所得に該当するのか事業所得に該当するのかは、その役務提供や業務の内容によって判断することになりますが、次のような取り扱いがありますので参考にしてください。

- ①個人の医師が事業者から支払を受ける産業医としての報酬は、所得税法上、原則として給与に該当する。
- ②医師又は歯科医師が、地方公共団体等の開設する救急センター、病院等において休日、祭日又は夜間に診療等を行うことにより地方公共団体等から支給を受ける委嘱料等は、給与等に該当する。
- ③医師又は歯科医師が、休日、祭日又は夜間に自分の診療所等で診療等を行うことにより、地方公共団体等から支払を受ける委嘱料等は、事業の遂行に付随して生じたものとして、事業所得とされる。
- ④大学病院の医局等若しくは教授等又は医療機関のあっせんにより派遣された医師又は歯科医師が、派遣先の医療機関において診療等を行うことにより当該派遣先の医療機関から支給を受ける報酬等は、給与等に該当する。

